

消 防 予 第 1 3 0 号

平成22年3月13日

各都道府県消防防災主管部長 殿

東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消 防 庁 予 防 課 長

(公 印 省 略)

社会福祉施設等に係る防火対策の更なる徹底について

本日未明に発生した北海道札幌市の認知症高齢者グループホームの火災（別紙1参照）において死者7人、負傷者2人の人的被害が発生しました。

平成18年1月の長崎県大村市認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、社会福祉施設等について消防法令の改正を含めた防火対策の強化を図っている中で、昨年3月の群馬県渋川市未届有料老人ホーム火災に続いて、多数の人的被害を伴う火災が発生したことは誠に遺憾です。

当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、火災原因調査を行っているところです。

今後、類似の火災の発生を防止するために、認知症高齢者グループホーム等の利用者の入所を伴う社会福祉施設等に対し、特に下記の事項に留意の上、防火安全対策の更なる徹底を図られますようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防法施行令改正に係る指導

消防法施行令別表第一（6）項ロに掲げる防火対象物にあつては、平成21年4月1日から防火管理者の選任、消防用設備等の設置に係る基準が強化されていることを踏まえ、経過措置期間中のものにあつても消防用設備等の早期の設置を促進すること。

2 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、重点的に改善指導を図るとともに、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずること。

3 夜間における応急体制の確保

火災時において従業者による避難誘導、通報等が確実になされる体制の確保及び特に自力避難困難な者が入所している施設等においてその入所者の人数に応じて適切に避難誘導を行うことができる体制の確保を図る観点から、夜間を想定し施設の実情を踏まえた避難訓練の実施を図ること。この場合において、特に小規模社会福祉施設等にあつては、全国消防長会がとりまとめた「小規模社会福祉施設等における避難訓練等指導マニュアル」（平成21年10月27日付け全消発第338号）を参考とすることが有効であると考えられること。

4 火災予防対策の推進

以下の点に留意し、出火防止、避難管理の徹底等の火災予防対策の推進を図ること。

- (1) 喫煙等の火気管理の徹底を図ること。
- (2) 暖房機器や厨房機器等の火気使用設備・器具の管理の徹底を図るとともに、過熱防止装置などの出火防止機能に優れた機器等の使用の推進を図ること。
- (3) 階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底を図ること。
- (4) 寝具・布張り家具（ソファ等）に防炎性能（これに相当する着火防止性能を含む。）を有する製品の使用の推進を図ること。

担当

消防庁予防課設備係 塩谷、浅海

消防庁予防課企画調整係 村井、篠木

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533